

会計情報

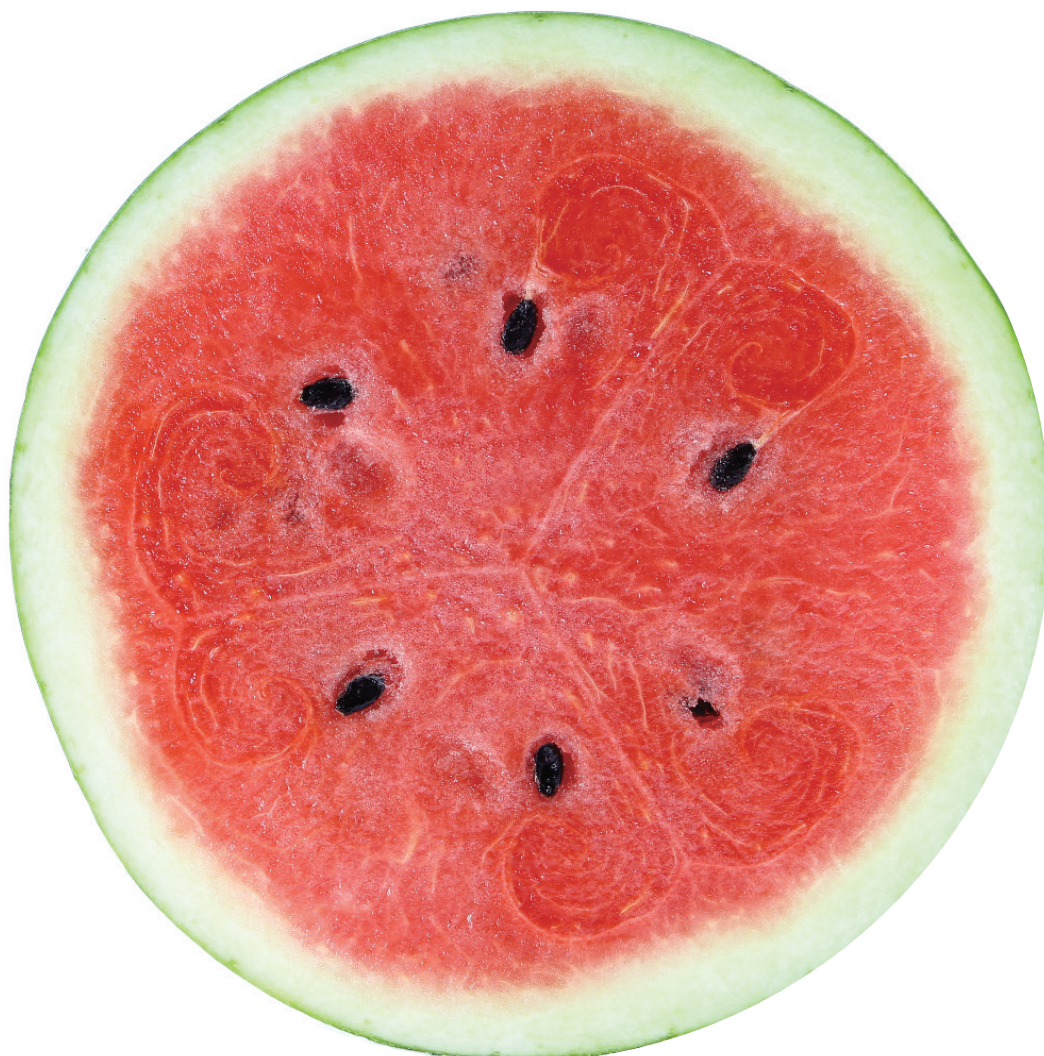
Vol. 588

2025.8

Accounting, Tax & Consulting

「会計制度委員会研究報告第18号『補助金等の会計
処理及び開示に関する研究報告』」の解説(第1回)

国の会計と関連制度(19回目)～
国の特別会計の概要(その2)～



Contents

	ページ	
会計・監査	2	「会計制度委員会研究報告第18号『補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告』」の解説(第1回) 公認会計士 佐瀬 剛
	8	ASBJ: 企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準(案)」等の公表 『会計情報』編集部
パブリック	9	国の会計と関連制度(19回目) ～国の特別会計の概要(その2)～ 公認会計士 長村 彌角
会計基準等開発動向	34	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部

「会計制度委員会研究報告第18号『補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告』」の解説（第1回）

公認会計士 ^さ ^せ 佐瀬 ^{たけし} 剛

1. 経緯

日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）は2025年6月26日に「会計制度委員会研究報告第18号『補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告』」（以下「本研究報告」という。）を公表した。

本研究報告の構成は図表1のとおりである。以下では、本研究報告の構成に従って各章ごとに解説をし、本研究報告の留意点を整理する。

本稿ではこのうち、Ⅰ、Ⅱを取り上げ、Ⅲ以降は第2回で解説する。

（図表1） 本研究報告の構成

Ⅰ	はじめに	第1回
Ⅱ	収益に関する補助金等	
Ⅲ	資産に関する補助金等（圧縮記帳に関する会計処理を除く。）	第2回
Ⅳ	資産に関する補助金等（圧縮記帳）	
Ⅴ	全体のまとめ	

2. 「Ⅰ．はじめに」

（1）検討の経緯

「Ⅰ．はじめに」の「1．検討の経緯」では、以下のとおり、検討の経緯が述べられている。

- ・昨今の激しい経済環境の変化に合わせて、様々な補助金及び助成金（以下「補助金等」という。）が国又は地方公共団体（これらに準ずるものを含む。以下「国等」という。）から交付される事例が数多く見られている。
- ・しかし、我が国には、現時点においては補助金等に関する会計基準は存在しておらず、補助金等に係る会計処理及び開示について、様々な実務が行われていることが想定される。

まず、補助金等に係る会計処理及び開示について、様々な実務が行われていることが想定されるとされている点がポイントである。実務のばらつきがあることを前提として、実務上の課題等を整理した上で「Ⅴ．全体のまとめ」における「1．本研究報告に基づく提言」に繋がっている点に留意が必要である。そのため、本研究報告には事例等の記載があり、検討の参考には資すると思われるが、前提としている事実と状況により適切と考えられる会計処理は異なり得るため、本研究報告で記載されている事例が必ずしもすべての事案において当てはま

るわけではなく、また、事例における会計処理案が選択可能ということではない点には留意が必要である。

「Ⅰ．はじめに」では、我が国には現時点においては関連する会計基準は存在しておらず、補助金等に係る会計処理及び開示について、様々な実務が行われていることが想定されるとした上で、関連する会計基準等の内容が以下のとおり記載されている。

- ・企業会計原則注解
かつては、1974年修正前の企業会計原則注解（注7）において、資本的支出に充てられた国庫補助金等は資本剰余金として処理することが例示列举されていたが、1974年の企業会計原則の修正により同注解（注2）の整備に合わせてこの定めは削除されている。補助金等は資本取引ではなく損益取引として処理する考え方を前提に実務がなされていると考えられる。
- ・企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）

収益認識会計基準の検討に際しても、補助金等が収益認識会計基準の適用範囲外か否かが論点となったが、収益認識会計基準の適用範囲は顧客との契約から生じる収益であり、補助金等は顧客との契約に該当しないことが明らかであると考えられるとの理由から、収益認識会計基準において補助金等の取扱いが明示さ

れていない。

- ・圧縮記帳

補助金等に関する会計基準ではないが、これらに関連するものとして、補助金等によって取得した固定資産の会計処理については、企業会計原則注解（注24）及び監査第一委員会報告第43号「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」において税法に規定する圧縮記帳（以下「圧縮記帳」という。）に関する会計処理及び表示に関する取扱いが示されている。

- ・鉄道業における圧縮記帳

鉄道業に関するものであるが、業種別監査委員会報告第29号「鉄道業における工事負担金等の圧縮記帳処理に係る監査上の取扱い」（以下「業種別監査委員会報告第29号」という。）が公表されており、資産取得に対して政府、地方公共団体等から交付される工事負担金等の会計処理は鉄道業における業種特有の重要な会計方針として取り扱うことが妥当との考え方が示されている。ただし、業種別監査委員会報告第29号においては「これらの取扱いは、鉄道業における工事負担金等の会計処理に関するものであり、鉄道業以外の業種について検討を行ったものではない。」とされており、鉄道業以外の業種での取扱いは明らかではない。

このような現状を踏まえ、JICPAは補助金等に関する会計処理及び開示（圧縮記帳に関する会計処理及び表示を含む。）について、国際的な会計基準における取扱いを参考にしつつ、実務上の課題等を整理し、主に収益認識の時期、総額表示・純額表示及び表示区分等について検討を行ったとされている。

また、国際的な会計基準の検討状況も記載されている。

- ・国際会計基準審議会（IASB）

IASBは2021年3月に情報要請「第3次アジェンダ協議」を公表し、2021年9月までコメント募集を行ったが、その中には潜在的なプロジェクトの一つとして国際会計基準書第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」（以下「IAS第20号」という。）に関する項目が含まれていた。しかしながら、多数のコメント提出者がこのプロジェクトを優先度低と評価したことから、当該情報要請に対する回答を踏まえて、2022年3月にIASBは将来議論されるアジェンダの候補リストにIAS第20号に関する項目を含めないことを暫定決定している。

- ・米国財務会計基準審議会（FASB）

FASBは2022年6月にコメント募集「企業による政府補助金の会計処理」を公表し、政府補助金の会計処理に関して、どのように認識、測定及び表示すべきか具体的なガイダンスがない中で、IAS第20号の取扱いを米国会計基準に取り込むべきかどうかについて、2022年9月までコメント募集を行った。検討の結果、

2023年11月にFASBは「政府補助金の会計処理」のプロジェクトをテクニカルアジェンダに追加することを暫定決定し、IAS第20号における会計上の枠組みを活用しつつ検討を進めており、2024年11月に会計基準更新書案（公開草案）「政府補助金（Topic832）：営利企業による政府補助金の会計」を公表している。

（2）本研究報告の位置付け

本研究報告は、補助金等に関する会計処理及び開示（圧縮記帳に関する会計処理及び表示を含む。）について、これまでのJICPAにおける調査・研究の結果及びこれを踏まえた現時点における考えを取りまとめたものであるとされている。

なお、研究報告は委員会における研究成果であり、JICPAの会員・準会員に対して規範性はない。

（3）本研究報告の構成

① 補助金等の範囲

補助金等には、様々な形態があるが、本研究報告では、国等から交付される補助金等のうち反対給付のない収益（非交換取引収益）に該当する補助金等を検討の対象とするとされている。

また、補助金等の交付に付帯条件（補助金等の交付について付された条件をいう。以下同じ。）が付されており、当該付帯条件が満たされなければ補助金等が支給されない、又は返還が求められるものもあるが、それらの付帯条件にも着目して検討を行っているとしてされている。

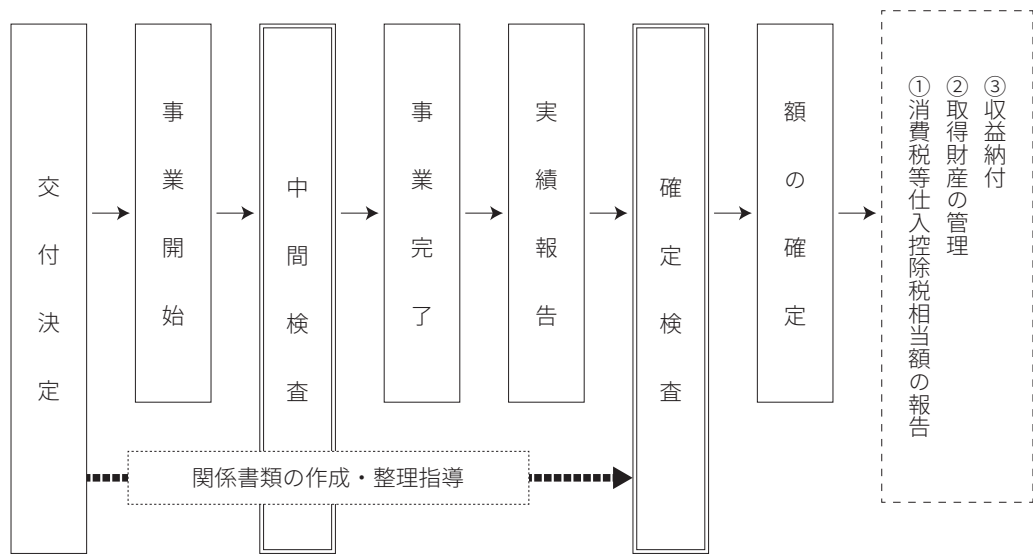
一方、補助金等という名称であっても、その実態は反対給付のある収益（交換取引収益）、すなわち、双務契約と同様のものもあるため、以下のように記載されている。

- ・実態が双務契約となる補助金等については、その名称にかかわらず他の双務契約と同様の収益認識を行うことになると考えられる。

- ・例えば、補助金等という名称であっても、実態として国等が対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者である「顧客」に該当し、当事者間の取決めが法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる「契約」に該当すると判断される場合には、通常の「顧客との契約から生ずる収益」と同様に収益認識会計基準に従い会計処理を行うことが考えられる。

また、補助金等の標準的な業務フローが紹介されている（図表2参照）。申請された補助金等が交付決定された後に事業が実施され、事業完了後に実施した事業の内容が実績報告され、確定検査で確認されると補助金等の金額が確定する（原則、後払い）という流れになると考えられるとされている。

(図表2) 補助事業の標準的な業務フロー



(出典：経済産業省大臣官房会計課「補助事業事務処理マニュアル」6ページ 2022年6月)

② 補助金等の分類

IAS第20号を参考に2つに分類し、資産に関する補助金等に密接に関連する論点として圧縮記帳に関する会計処理及び表示についても検討を行っており、図表3のとおり、3つに分類して検討している。

(図表3) 補助金等の分類

① 収益に関する補助金等
② 資産に関する補助金等（圧縮記帳に関する会計処理を除く。）
③ 資産に関する補助金等（圧縮記帳）

3. 「II. 収益に関する補助金等」

(1) 会計処理等の考え方

① 会計処理（認識時点）

まず、補助金等の収益の認識時点を検討するに当たって参考になる考え方が図表4のとおり挙げられている。その上で、以下のとおり小括されている。

- ・我が国においては補助金等の認識に関する会計基準は存在しないため、図表4の考え方を参考に、補助金等の交付額確定通知の受領時や付帯条件を満たした時点等、具体的にどの時点で企業が計上すべきかについて

て、事実と状況に応じて判断することになると考えられる。

- ・補助金等の交付に付帯条件が付された場合には当該条件を満たしているか、満たす可能性が確実かどうかの検討が必要となると考えられる。

(図表2) 補助事業の標準的な業務フローにあるとおり、具体的には「確定検査」を経て「額の確定」となることを十分に勘案して検討することが必要であると考えられる。

(図表4) 補助金等の収益の認識時点を検討するに当たって参考になる考え方

考え方	内容
実現主義	・収益認識会計基準等が適用されない場合の収益認識の一般原則として企業会計原則の実現主義に基づき（企業会計原則 第二 損益計算書原則 三 B）、補助金等の会計処理を検討することが考えられる。 ・企業会計原則の実現主義の下での収益認識要件としては、一般に「財貨の移転又は役務の提供の完了」とそれに対する「対価の成立」が求められていると考えられる。 ・補助金等については、財貨の移転等の反対給付がないことから、企業会計原則の実現主義は補助金等に直接適用される会計基準ではないと考えられるが、補助金等の認識時点を判断するに当たっては「対価の成立」を含む実現主義の考え方を勘案することも考えられる。 ・この場合、補助金等については、支給決定通知の受領時や補助金の入金時など、具体的にどの時点で企業が計上すべきかについては、より具体的な定めはないため、事実と状況に応じて判断することになると考えられる。

考え方	内容
非営利組織モデル会計基準	- JICPA（非営利組織会計検討会）は2019年7月31日に非営利組織会計検討会による報告「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」を公表している。モデル会計基準開発に向けて、非営利組織会計検討会において、モデル会計基準について検討を行い公表したものである。 - 当該報告には「附属資料2 非営利組織モデル会計基準」があり、その第194項において以下のような補助金及び助成金に係る記述がある。ここでは、原則として補助金等の交付決定通知を受領した時点で補助金等の収益を認識し、付帯条件が付された場合には当該条件を満たした時点で収益を認識するとされている。 補助金及び助成金 194. 公的機関や助成団体から受領する補助金や助成金（以下「補助金等」という。）については、原則として交付者から送付された補助金等の交付決定通知を非営利組織が受領した時点で、当該通知に記載されている金額等のうち、非営利組織において使用が見込まれる額の収益認識を行う。ただし、補助金等の交付に付帯条件が付された場合には、当該条件を満たした時点で収益認識を行う。
法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準	- 企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）第7項において、過年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等に関する還付税額の会計処理が以下のとおり定められている。 7. 過年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等について、更正等により還付されることが確実に見込まれ、当該還付税額を合理的に見積ることができる場合、企業会計基準第24号第4項(8)に定める誤謬に該当するものを除き、当該還付税額を損益に計上する。 - この点、補助金等は法人税等会計基準第2項の適用範囲に該当しないことから、法人税等会計基準は補助金等に直接適用される会計基準ではないと考えられるが、補助金等は法人税等と同様に反対給付がなく、政府や地方公共団体が相手である点で類似していると考えられる。また、法人税等会計基準では、企業会計原則における実現主義よりも具体的な蓋然性の閾値（還付が確実に見込まれる。）や測定要件（合理的に見積もることができる。）が示されている。
（参考）IAS第20号における取扱い	- IAS第20号では、政府補助金は、公正価値で測定される非貨幣性の補助金も含めて、次のことについて合理的な保証が得られるまで、認識してはならないとされている（IAS第20号第7項）。 (a) 企業が補助金の付帯条件を遵守すること (b) 補助金を受領されること - 政府補助金は、企業が付帯条件を満たし、かつ補助金を実際に受け取るという合理的な保証が得られるまでは認識されない。補助金を受け取ること自体は、当該補助金の付帯条件を履行しているか又は履行するであろうという決定的な証拠とはならないとされている（IAS第20号第8項）。

② 表示

原則として、事業対象に係る費用と補助金等を純額処理することではなく、補助金等は営業外収益に計上することになると考えられるとされている。その理由として以下が挙げられている。

- 企業は、通常は、補助金等を支給する国等の代理として事業対象を行うのではなく、主体的に行うものであることから、事業対象に係る費用と補助金等に係る収益を相殺する純額処理をしないと考えられる。
 - 総額主義の原則（企業会計原則 第二 損益計算書原則一B）の観点からも、原則として総額処理することになると考えられる。
 - 通常、補助金等は顧客との契約から生じる収益ではなく、本研究報告においては反対給付のない収益（非交換取引収益）に該当する補助金等を検討の対象としていることから、原則として営業外収益に計上することになると考えられる。
- なお、純額処理する場合、利害関係人が会社の財政状

態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められるときには、相殺表示している旨、相殺された金額を追加情報として開示することが考えられるとされている。

実務を踏まえて純額処理にも触れていると考えられるが、原則は総額表示とされており、純額表示に触れているものの、その理由は記載されていない。前述2.「1.はじめに」(1)検討の経緯で記載したとおり、我が国には現時点においては補助金等に関する会計基準は存在しておらず、補助金等に係る会計処理及び開示について、様々な実務が行われていることが想定されるため、実務に配慮して純額処理にも触れたと考えるのが妥当であると考えられる。

(2) 実務上の課題

実務上の課題として、図表5の課題が挙げられている。課題の(1)には事例が2つあるものの、我が国では補助金収入の認識に関する会計基準が存在しない中で参考

に考えられる会計処理を示したものであり、実務での具体的な適用に際しては、適切な事実認定の下で判断することが求められる。したがって、前提や事実認定が異なる場合には、同様の会計処理になるとは限らないことに留意する必要があるとされている。

(図表5) 収益に関する補助金等に係る実務上の課題

課題	内容
(1) 収益に関する補助金等の会計処理及び損益計算書上の表示	・事例1（研究開発助成金（単年度交付）） ・事例2（雇用調整助成金） ・課題
(2) 会計方針	・企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）において、会計処理の対象となる会計事象や取引（以下「会計事象等」という。）に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合には重要な会計方針に関する注記の開示が求められている（企業会計基準第24号第4-2項）。また、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合をいう（企業会計基準第24号第4-3項）とされている。 ・本研究報告「Ⅱ．収益に関する補助金等」において取り上げた補助金等の会計処理は会計事象等に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当すると考えられ、重要性がある場合には重要な会計方針として注記することが考えられる。
(3) 収益に関する補助金等のキャッシュ・フロー計算書上の表示	・営業外収益に計上した収益に関する補助金等に係る収入は、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローに該当すると考えられるが、小計欄は「営業活動によるキャッシュ・フロー」のうち、おおむね営業損益計算の対象となった取引に係るキャッシュ・フローの合計額を意味することから、小計欄に含めるのか、小計欄以下の項目とするのかが論点となる。 ・小計欄に含める方法、小計欄以下の項目とする方法の2つが示されている。いずれの方法を採用するかは、キャッシュ・フロー計算書の表示の明瞭性、財務諸表利用者がキャッシュ・フローの状況を把握するに当たっての有用性等を勘案して判断するものと考えられる。

以下では、図表5(1)の課題について補足する。
事例1（研究開発助成金（単年度交付））では、
・国等へ開発費助成金を申請し、その後、国等から交付決定通知書を受け取る。
・当該開発費助成金は、助成金の交付の対象となった研究開発を行う者である企業（助成事業者）に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成するものとする。
という助成金を取り扱われている（詳細は本研究報告参照）。

●助成金に係る収益の認識時期
会計処理案として以下の3つの例示を挙げた上で、助成金の交付の目的と助成事業者課された義務等を考慮して、事実と状況に応じて判断することになると考えられるとされている。
・会計処理案(1)：助成金の額の確定時に一時の収益として認識する。
・会計処理案(2)：助成金の額の確定時以降、企業化状況の報告期間満了までの期間にわたって収益として認識する（収益納付する額を除く。）。

・会計処理案(3)：企業化状況の報告期間満了時に収益として認識する（収益納付する額を除く。）。

例示として挙げられた3つの会計処理案は想定される実務上の処理を挙げたものである。前提としている事実と状況により適切と考えられる会計処理は異なり得るため、これらの会計処理案が選択可能ということではなく、企業の財政状態、経営成績を適切に表すと考えられる会計処理を行うべきであることに留意する必要がある。

また、コメント対応表¹⁶において、助成金に係る収益の認識時期について中間検査との関係に関するコメントへの対応がある。中間検査は、補助金の事業対象の終了後における額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やかな是正等を目的として、年度ごとに検査を受けるものである（(図表2) 補助事業の標準的な業務フロー参照）。当該コメント対応では「事例1（研究開発助成金）では、ご指摘のような中間検査を前提とした補助金等の事例ではございませんが、中間検査を前提とした補助金等について具体的にどの時点で企業が補助

¹ 会計制度委員会研究報告「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」（公開草案）は2025年2月19日に公表され、広く意見を求めていた。コメント対応表は、公開草案に寄せられた主なコメントの概要とそれらに対する対応を公表しているものである。

金等を計上すべきかについて、個々の補助金等の内容や中間検査の位置付けを踏まえて、事実と状況に応じて判断することになると考えられます。なお、事例1は中間検査を前提としない単年度交付の研究開発助成金であることを明示しました。」として中間検査の考え方を取り扱っていない。実務上は、助成事業の内容・進捗状況、中間検査の意義等、慎重に検討するべきものと考えられる。

なお、報告義務や収益納付に関する付帯条件を満たすことができなくなった場合、補助金等を全部又は一部返還する義務が生じるため、将来、収益に計上される可能性よりも外部に返済される可能性を重視して、補助金収入の全部又は一部の金額について仮受金等として負債に計上する方法は考えられるとされている。したがって、収益計上しない補助金の入金は預り金等で処理されると考えられる。

● 助成金に係る収益の表示

前述3.「II. 収益に関する補助金等」(1)会計処理等の考え方 ② 表示で取り上げられている収益の表示に関する論点がここでも取り上げられている。

以下より、原則として、研究開発費と助成金を純額処理することはなく、助成金は営業外収益に計上することになると考えられるとされている。

- ・ 企業は国等の代理として研究開発を行うのではなく、主体的に行うものであることから、研究開発費と助成金を純額処理することはしないと考えられる。
- ・ 総額主義の原則により、助成対象の研究開発費と助成金に係る収益を相殺することは適切ではない。
- ・ 助成対象の研究開発費と助成金に係る収益は、通常、異なる事業年度に発生すると考えられる（助成

金に係る収益は研究開発費用の発生よりも後の事業年度となる。）。また、同一事業年度内の研究開発費と助成金に係る収益に対応関係はないため、両者を相殺するのは合理的ではない。

また、純額処理する場合には、追加情報の注記の趣旨に鑑み（監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」第3項から第6項参照）、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められるときには、相殺表示している旨、相殺された金額を追加情報として開示することが考えられるとされているが、その理由は記載されていない。

なお、コメント対応表7において、どのような場合に純額処理が認められるかの条件の記載を求めるコメントへの対応がある。当該コメント対応では「我が国の会計基準においては、損益計算書における補助金等の純額処理の条件についての参考となる定めはないことから、本研究報告においても事例1（研究開発助成金）及び事例2（雇用調整助成金）における純額処理の具体的な条件について記載しておりません」とされている。

収益に関する補助金等の会計処理及び損益計算書上の表示に関する課題として、収益に関する補助金等の会計処理及び損益計算書上の表示は企業により異なる可能性があり、その場合、これらに関する企業の判断による比較可能性の低下をもたらすことになるとされている。したがって、これらに関する考え方を開示により明確にすることが期待されるとされている。

以 上

ASBJ：企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準（案）」等の公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2025年7月8日に、企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準（案）」等を公表した。

ASBJ及び日本公認会計士協会（JICPA）は、JICPAが公表した企業会計に関する実務指針（Q&Aを含む。以下「実務指針等」という。）をASBJに移管するプロジェクトの下で、2023年6月に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表した。意見募集文書に対して寄せられた意見では、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等のうち、継続企業と後発事象に関する実務指針等の移管に係る実行可能性について調査研究を行うことを支持する意見が聞かれた。

調査研究の結果、JICPA監査・保証基準委員会監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監基報560実1」という。）における定めを会計に関する内容と監査に関する内容に切り分けて、会計に関する内容について会計基準で用いられる表現に見直した上でASBJに移管することは原則として可能であると整理された。

この調査研究の結果を踏まえると、監基報560実1をASBJの会計基準に移管することにより、我が国の会計基準の全体像を把握しにくいなどの指摘されている課題に対応することとなり、会計基準の体系の完全性の改善が見込まれることから、ASBJは、2024年8月に開催された第531回企業会計基準委員会において後発事象に関する会計基準の開発を再開することとし、検討を重ねてきた。

今般、2025年7月3日開催の第550回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表が承認され、2025年7月8日に公表されたものである。

- 企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準（案）」
- 企業会計基準公開草案第88号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（そのX）（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第87号「後発事象に関する会計基準の適用指針（案）」

なお、企業会計基準第XX号「後発事象に関する会計基準」を適用するにあたって、仮にJICPAにより監基報560実1が廃止された場合、実務において参考となるように、監基報560実1に示されていた開示後発事象の例示及び開示内容の例示の内容を提供することを目的として、補足文書「開示後発事象の例示及び開示内容の例示について」を公表することが予定されている。

コメント募集期間は、2025年9月12日までとされている。

詳細については、ASBJのウェブページ（[企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準（案）」等の公表](#) | [企業会計基準委員会](#)）を参照いただきたい。

以 上

国の会計と関連制度（19回目） ～国の特別会計の概要（その2）～

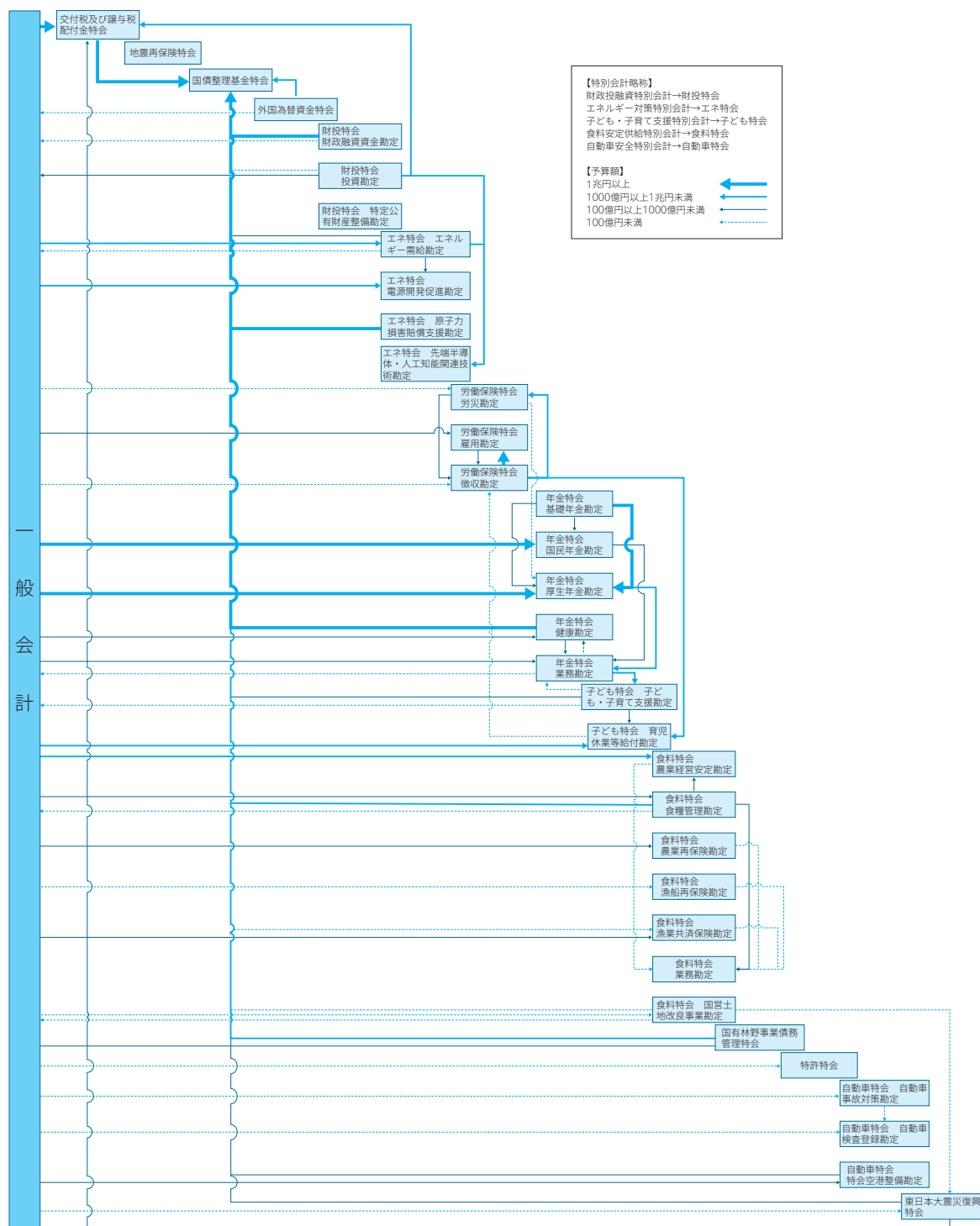
公認会計士 おさむら や かく 長村 彌角

本誌2025年7月号（Vol.587）「国の会計と関連制度（18回目）」では、特別会計の概要として、特別会計制度の変遷や法令体系、主な規定などについて解説した。特別会計と一般会計間、各特別会計間の繰入れ（資金の流れ）は一見して複雑であり、一般会計及び各特別会計の予算を見るだけでは国の財政の一覧性は確保されがたいが、これらの資金の流れは全て法律（ルール）に則ったものであり、法律を丁寧に確認することで理解できるともいえる。本稿では、2025年度（令和7年度）予算をもとに、各特別会計に生じる資金の流れの全体像の可視化を試みた。加えて、具体的な特別会計の規模と予算からみた歳入歳出の流れ、一般会計との予算関係などについて解説する。

1. 特別会計における資金の流れ（全体理解と特徴）

2025年度（令和7年度）予算を参考に、各特別会計間及び勘定間、一般会計間の予算における歳入歳出の動き（全体像）を可視化すると図表1のとおりである。会計（勘定）間の歳入歳出の各予算を矢印で示し、矢印の太さで規模を表現した。これからは、特別会計は、一般会計や他の特別会計、勘定との間で多数かつ多額の資金移動が生じていることがわかる。

(図表1) 2025年度予算における会計（勘定）間の歳入歳出関係全体像¹



(出所：令和7年度特別会計予算（令和7年度特別会計予算参照書添付）²をもとに筆者作成）

この全体像からわかる大きな特徴は、2025年度予算では、ほぼ全ての特別会計が一般会計との関係を持っている点、国債整理基金特別会計への歳出（資金移動）のある点である。

① 一般会計との関係性

特別会計は一般会計と区分して経理を行うために設置されているが（特別会計に関する法律（以下、「特会法」という）第1条）、一般会計との歳入歳出は特会法に従った関係があり、その状況は次のとおりである。

¹ 図表1は2025年度の特別会計予算を参考に作成しており、法令により想定されている会計間の取引関係を網羅しているものではない。

² <https://www.bb.mof.go.jp/server/2025/dlpdf/DL202512001.pdf>

(図表2) 特会法における各特別会計と一般会計との歳入歳出関係

特別会計（勘定）	歳入（一般会計からの繰入れ）	歳出（一般会計への繰入れ）
交付税及び譲与税配付金特別会計	○（特会法第23条）	
地震再保険特別会計	○（特会法第30条）	○（特会法第30条及び第32条第2項）
国債整理基金特別会計	○（特会法第40条）	
財政投融资特別会計 財政融資資金勘定		
同 投資勘定	○（特会法第53条第2項）	○（特会法第53条第2項及び第57条第5項）
同 特定国有財産整備勘定	○（特会法附則第176条第2項及び第235条第6項）	○（特会法附則第176条第1項及び第235条第6項）
外国為替資金特別会計	○（特会法第73条）	
エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定	○（特会法第88条第1項）	
同 電源開発促進勘定	○（特会法第88条第2項）	
同 原子力損害賠償支援勘定	○（特会法第88条第3項）	
同 先端半導体・人工知能関連技術勘定	○（特会法第88条第4項）（注）	
労働保険特別会計 労災勘定	○（特会法第99条第1項）	
同 雇用勘定	○（特会法第99条第2項）	
同 徴収勘定		
年金特別会計 基礎年金勘定		
同 国民年金勘定	○（特会法第111条第2項）	
同 厚生年金勘定	○（特会法第111条第3項）	
同 健康勘定		
同 業務勘定	○（特会法第111条第5項）	○（特会法附則第32条第4項）
子ども・子育て支援特別会計 子ども・子育て支援勘定	○（特会法第123条の5第1項）	
同 育児休業等給付勘定	○（特会法第123条の5第2項）	
食料安定供給特別会計 農業経営安定勘定	○（特会法第127条第1項）	
同 食糧管理勘定	○（特会法第127条第2項）	
同 農業再保険勘定	○（特会法第127条第3項）	
同 漁船再保険勘定	○（特会法第127条第4項）	
同 漁業共済保険勘定	○（特会法第127条第5項）	
同 業務勘定		
同 国営土地改良事業勘定	○（特会法附則第231条第3項）	○（特会法附則第231条第3項）
国有林野事業債務管理特別会計	○（特会法附則206条の4）	
特許特別会計	○（特会法第195条）	

（注）当該条文は、令和7年10月1日施行予定の特会法によるものである。

特別会計（勘定）	歳入（一般会計からの繰入れ）	歳出（一般会計への繰入れ）
自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定	○（特会法第213条第1項）	
同 自動車検査登録勘定	○（特会法第213条第2項）	○（特会法第213条第2項及び第217条）
同 空港整備勘定	○（特会法附則第259条の3第5項）	
東日本大震災復興特別会計	○（特会法第224条）	

（出所：筆者作成）

歳入面では大半の特別会計（勘定）で一般会計からの繰入れが規定されているが、歳出面では、逆に大半の特別会計（勘定）で一般会計への繰入れが規定されていない。

歳入面では、各特別会計の事務及び事業に係る経費のうち一般会計からの繰入対象となる経費を得るためには、特会法内の各特別会計の章において、あらかじめ定めておくことが必要である（特会法第6条）ためと思われる。

歳出面では、多くの特別会計が特定財源で事業を実施しており、剰余金が生じた場合には翌年度歳入に繰入ることが前提であるも、予算で定めた場合には一般会計への繰入れが生じ（特会法第8条）、かつ、各特別会計に属する借入金等の事務取扱費を一般会計に繰入れる（特会法第17条第2項）ことが総則として定められているため、歳入の場合と異なり、特別な場合を除き特会法内の各特別会計の章では定めていないものと思われる。

特会法 （一般会計からの繰入れ） 第6条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費（以下「一般会計からの繰入対象経費」という。）が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。
特会法 （剰余金の処理） 第8条 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。
特会法 （国債整理基金特別会計等への繰入れ） 第17条 各特別会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の

発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、当該特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、各特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

② 国債整理基金特別会計への歳出

特会法第17条では、各特別会計の負担に属する借入金等の償還金や利払いに必要な金額は、各特別会計から国債整理基金特別会計に繰入れなければならない（特会法第17条）ため借入金等のある特別会計（勘定）では、毎年度、国債整理基金特別会計への繰入れが生じることになる。借入金等の償還年度は利払い等のみの年度に比較し、繰入れは多額になると思われる。

なお、借入金等のある特別会計については、本誌2025年7月号（Vol.587）「国の会計と関連制度（18回目）」を参照いただきたい。

2. 国の予算の総計及び純計

（1）定義

国の会計は特別会計（勘定）間及び一般会計との間において多数の資金の流れがあり、これはすべて、これらの会計（勘定）間の歳入歳出予算に重複的に計上されることになる（受渡側では歳出予算が計上され、受入側では歳入予算が計上される）。このため国の総予算規模の理解には、「総計」「純計」の考え方が重要である。

① 総計

総計とは、国の形式上の財政規模を示すもので、一般会計及び特別会計の歳入歳出額の単純合計額をいう。

② 純計

純計とは、国の実質上の財政規模を示す、いわば国全体の財政の純計（ネット）を示すもので、一般会計及び特別会計の歳入歳出額の単純合計額から、会計相互間、勘定間等の重複額（財源繰入れなど）を控除（消去）したものをいう。³

³ <https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/statistics/term.htm>

(2) 総計、純計等の推移

① 歳出予算の総計、純計の推移

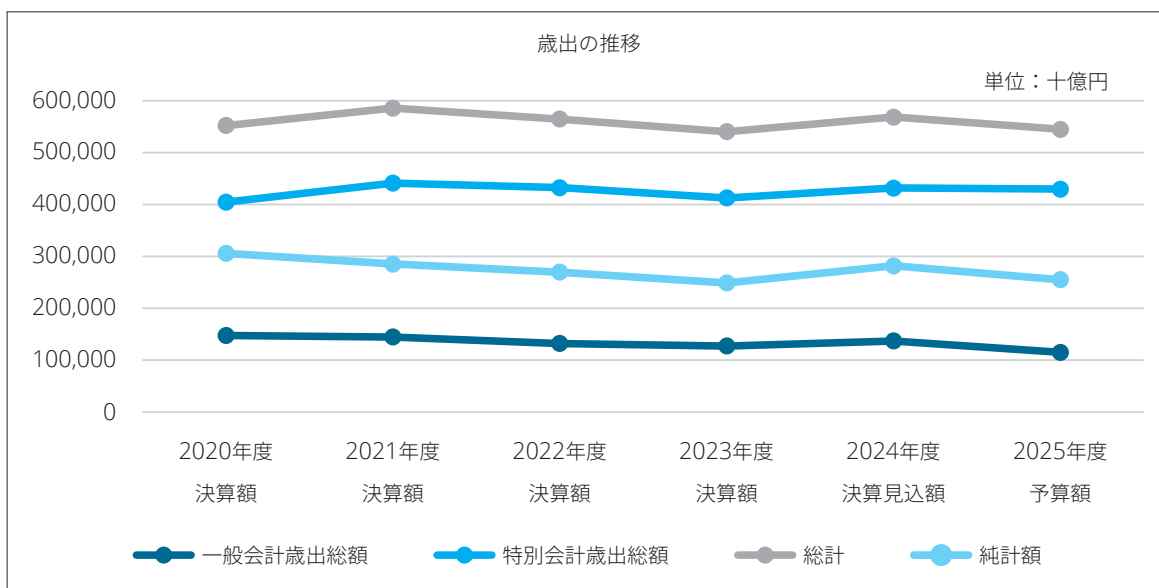
(図表3) 歳出の総計及び純計推移

単位：十億円

	2020年度 決算額	2021年度 決算額	2022年度 決算額	2023年度 決算額	2024年度 決算見込額	2025年度 予算額
一般会計歳出総額	147,597	144,649	132,385	127,578	136,914	115,541
特別会計歳出総額	404,518	441,081	432,353	412,534	431,531	429,494
総計額①	552,116	585,730	564,739	540,113	568,445	545,035
重複額②	137,766	157,532	147,195	137,372	152,466	153,737
国債整理基金特別会計における 借換償還額③	108,503	142,850	147,733	153,921	134,181	136,223
差引純計額④(=①-②-③)	305,846	285,348	269,810	248,819	281,797	255,075
純計額割合(④/①)	55.4%	48.7%	47.8%	46.1%	49.6%	46.8%

(出所：財政法第28条等による予算参考書類⁴より筆者作成。なお、2024年度決算見込額は、2024年12月時点である。)

(図表4) 歳出の総計及び純計推移(グラフ)



(出所：筆者作成)

国の事業活動に必要な歳出予算は、総計規模では2020年度の約552兆1,160億円から2025年度予算約545兆350億円と大きな増減はないが、一般会計では2023年度で新型コロナウイルス感染症対策予備費(2022年度9.8兆円)が終了しているため、2023年度以降の歳出規模が減少している。また、2024年度決算

見込額及び2025年度予算額には補正予算が含まれていない点を考慮する必要がある。総計に対する純計の割合は各年度とも概ね50%前後、2020年度から2025年度までの平均は49.1%であり、総計のうち半分が重複及び国債整理基金特別会計における借換償還額で占められている。⁵

⁴ 「財政法第28条による令和4年度予算参考書類」(<https://www.bb.mof.go.jp/server/2022/dlpdf/DL202214001.pdf>)、
「財政法第28条による令和5年度予算参考書類」(<https://www.bb.mof.go.jp/server/2023/dlpdf/DL202314001.pdf>)、
「財政法第28条による令和6年度予算参考書類」(<https://www.bb.mof.go.jp/server/2024/dlpdf/DL202414001.pdf>)、
「財政法第28条による令和7年度予算参考書類」(<https://www.bb.mof.go.jp/server/2025/dlpdf/DL202514001.pdf>)

⁵ 2025年度(令和7年度)の特別会計の歳出予算総額は、財政法第28条による令和7年度予算参考書類では約434兆円3,730億円であるが、財務省の公表する「特別会計について(令和7年度予算)」(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/special_account/r7yosan_kibo.pdf)では特別会計の歳出総額は429.5兆円であり、差異約4.8兆円の内容は確認できなかったが、本稿では「特別会計について(令和7年度予算)」に記載の予算額を元に説明を進めている。

② 歳入の総計、純計の推移

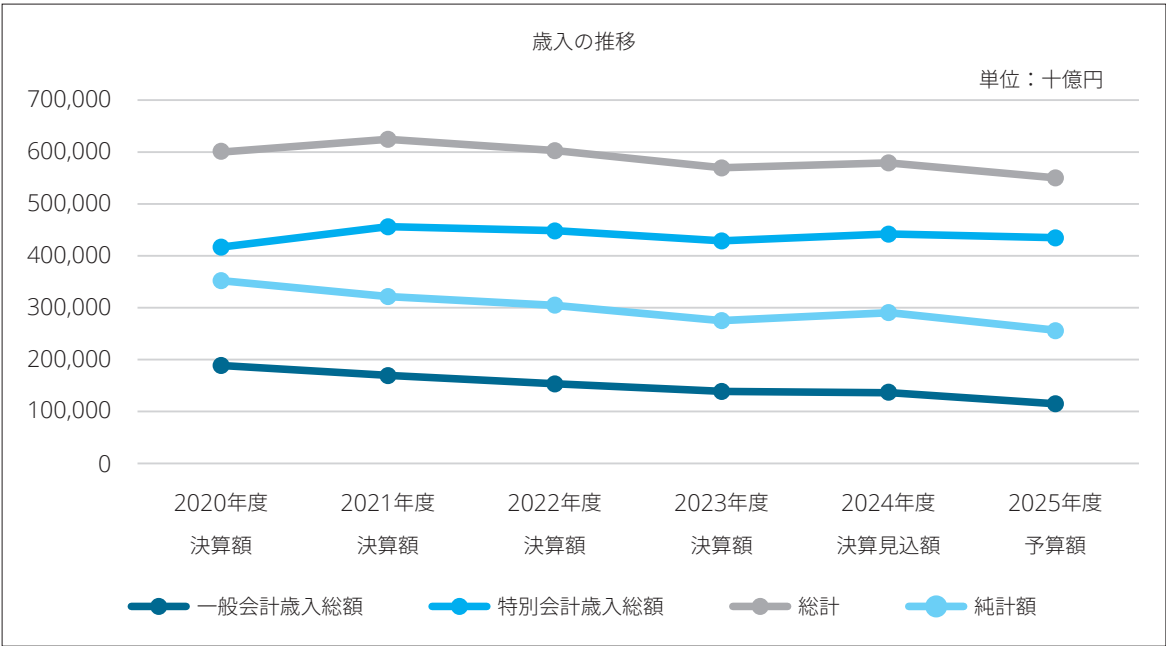
(図表5) 歳入の総計及び純計推移

単位：十億円

	2020年度 決算額	2021年度 決算額	2022年度 決算額	2023年度 決算額	2024年度 決算見込額	2025年度 予算額
一般会計歳入総額	184,578	169,403	153,729	140,201	137,584	115,541
特別会計歳入総額	417,561	455,554	447,892	428,265	441,844	434,386
総計額①	602,140	624,957	601,521	568,467	579,429	549,928
重複額②	140,358	159,456	148,622	140,209	154,482	156,940
国債整理基金特別会計における 借換えのための公債金収入③	108,503	142,850	147,733	153,921	134,181	136,223
差引純計額④(=①-②-③)	353,277	322,651	305,266	274,336	290,765	256,765
純計割合(④/①)	58.7%	51.6%	50.7%	48.3%	50.2%	46.7%

(出所：財政法第28条等による予算参考書類より筆者作成。なお、2024年度決算見込額は、2024年12月時点である。)

(図表6) 歳入の総計及び純計推移(グラフ)



(出所：筆者作成)

国の事業活動の財源となる歳入予算は、総計規模は2020年度約602兆1,400億円から2025年度約549兆9,280億円へと約5,200億円減少している。この主因は一般会計の歳入が約6,900億円減少していることにあるが、2022年度まで実施された新型コロナウイルス感染症対策事業の財源としての国債発行などが減少したことによる。また、2024年度決算見込額及び2025年度予算額には補正予算が含まれていない点を考慮する必要がある。総計に対する純計の割合は各年度とも概ね50%を若干超える水準で推移し、2020年度から2025年度までの平均は51.1%であり、総計のうち概ね半分为重

複及び国債整理基金特別会計における借換えのための公債金収入等で占められている。

3. 純計による剰余金(歳入超過額)

(1) 純計による剰余金(歳入超過額)の推移

予算参考書類で示されている歳入及び歳出の純計から、歳入超過額を国の(決算上の)剰余金とみなして、一般会計、特別会計の合計ベースで算定したものが(図表7)である⁶。

6 一般会計と特別会計を合計した純計であるため、歳入超過額は、各会計毎に算定される実際の決算上の剰余金の合計とは異なる可能性がある。

(図表7) 純計による剰余金（歳入超過額）の推移

単位：十億円

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 決算見込額	2025年度 予算額
歳入純計額（決算額）	353,277	322,651	305,266	274,336	290,765	256,765
歳出純計額（決算額）	305,846	285,348	269,810	248,819	281,797	255,075
差引：純計による歳入超過額（決算額）	47,431	37,403	35,455	25,516	8,967	1,690
予算時の純計による歳入超過額	107	102	1,824	△147	2,558	1,690
各年度12月における決算見込額	5,194	7,401	9,584	6,992	2,558	未到来

（出所：財政法第28条等による予算参考書類より筆者作成。なお、2024年度は2024年12月時点の決算見込額であり、2025年度は当初予算額である。）

一般会計及び特別会計の各予算は総計ベースで作成され、特別会計の一部を除き歳入予算と歳出予算が均衡している。このため、予算段階の純計による歳入超過は、主に特別会計の一部に因る。（図表7）では2020年度から2023年度の各年度で予算の純計ベースでは少額の歳入超過しか見込まれていなかったものの、決算ベースで多額の剰余金（歳入超過）が生じており、これは租税や手数料等の上振れ収入、歳出の不用（使用されなかった予算）などによるものと考えられる。この剰余金は、各会計において法令に従って処理される。

なお、2023年度決算額では歳出純計額が歳入純計額を約1,470億円上回っているが、これは2023年度の特別会計歳入予算総額444兆5,978億円に対して歳出予算総額441兆9,088億円であることが影響している。

(2) 決算における剰余金の処理

国の決算における剰余金の取扱い、財政法等で次のように規定されている。各会計単位で決算が実施されることから、純計ベースではなく総計ベースが前提となる。

① 一般会計の剰余金の処理

一般会計では、決算上の剰余金⁷が生じた場合に翌年度の歳入に繰入れることになるが（財政法第41条）、一方で、決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額を剰余金の生じた翌々年度までに公債金または借入金の償還財源に充当しなければならないともされている（財政

法第6条）。「翌々年度まで」とされているのは、各年度の決算が判明するのは翌年度になってからであるため、実質的に翌年度の予算に計上することができないことに配慮したものである。

② 特別会計の剰余金の処理

特別会計では、決算上の剰余金は、各特別会計の積立金及び資金に組み入れる金額を控除し残余があれば、一般会計に繰入れる部分を除き、当該特別会計の翌年度歳入に繰入れることになる（特会法第8条）。

なお、次の特別会計（勘定）は特会法第8条第2項を適用していない。

- 交付税及び譲与税配付金特別会計（特会法第25条）
- 国債整理基金特別会計（特会法第43条）
- 財政投融资特別会計財政融資資金勘定（特会法第58条第4項）
- 東日本大震災復興特別会計（特会法第230条）

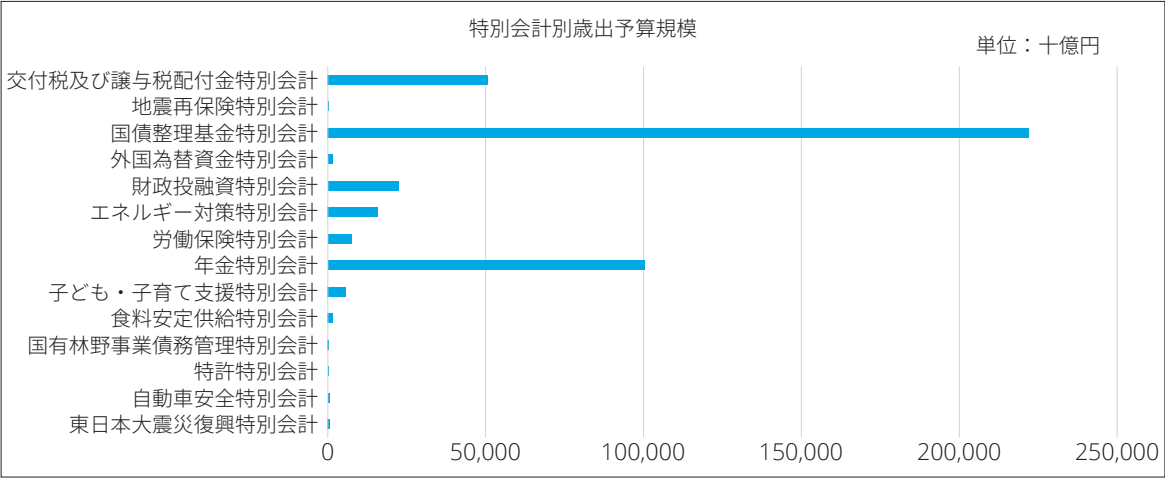
4. 各特別会計予算の規模と資金の流れ

(1) 各特別会計の規模

特別会計の中には、予算の時点で歳入歳出が均衡していないものがあるため、各特別会計の実施する事業規模は歳出予算規模が理解に資する。特別会計別の歳出予算は、国債の償還等を担う国債整理基金特別会計が極めて多額であり、社会保障を担う年金特別会計、地方交付税交付金を支給する交付税及び譲与税特別会計が次いでいる。

⁷ 「決算上の剰余金」として、財政法第41条は単純に各年度の収納済歳入額と支出済歳出額の差額を指し、財政法第6条は、予算決算及び会計令第19条等の規定により計算された額である。したがって、財政法第6条の剰余金は財政法第41条の剰余金よりも少額になる。

(図表8) 特別会計別2025年度歳出予算規模



2025年度予算における各特別会計（勘定）の歳入、歳出、歳入超過額の状況は次のとおりである。

(図表9) 2025年度予算による特別会計別歳入歳出予算等

単位：十億円

特別会計	勘定	歳入			歳出			歳入超過額⑤ (①-③) 又は (②-④)	歳入超過額割合 (⑤/①) 又は (⑤/②)
		勘定別 ①	特別会計別 ②	特別会計割合 ③	勘定別 ③	特別会計別 ④	特別会計割合 ⑤		
交付税及び譲与税配付金特別会計			51,631	11.9%		50,719	0.0%	912	1.8%
地震再保険特別会計			117	0.0%		117	0.0%		
国債整理基金特別会計			222,118	51.1%		222,118	51.7%		
外国為替資金特別会計			4,942	1.1%		1,545	0.4%	3,397	68.7%
財政投融资特別会計			22,530	5.2%		22,494	5.2%	36	0.2%
	財政融資資金勘定	21,638			21,638				
	投資勘定	851			851				
	特定国有財産整備勘定	40			4			36	90.0%
エネルギー対策特別会計			15,907	3.7%		15,907	3.7%		
	エネルギー需給勘定	2,984			2,984				
	電源開発促進勘定	420			420				
	原子力損害賠償支援勘定	12,169			12,169				
	先端半導体・人工知能関連技術勘定	332			332				
労働保険特別会計			7,912	1.8%		7,555	1.8%	356	4.5%
	労災勘定	1,260			1,106			153	12.1%
	雇用勘定	2,394			2,191			203	8.5%
年金特別会計			100,317	23.1%		100,317	23.4%		
	基礎年金勘定	28,557			28,557				
	国民年金勘定	4,312			4,312				
	厚生年金勘定	52,432			52,432				
	健康勘定	13,768			13,768				
	業務勘定	1,246			1,246				
子ども・子育て支援特別会計			5,780	1.3%		5,780	1.3%		
	子ども・子育て支援勘定	4,711			4,711				
食料安定供給特別会計			1,355	0.3%		1,334	0.3%	20	1.5%
	育児休業等給付勘定	1,068			1,068				
	農業経営安定勘定	247			247				
	食糧管理勘定	939			939				
	農業再保険勘定	100			96			4	4.0%
	漁船再保険勘定	7			6			1	14.3%
	漁業共済保険勘定	27			11			15	55.6%
	業務勘定	24			24				
国有林野事業債務管理特別会計			334	0.1%		334	0.1%		
	国営土地改良事業勘定	8			8				

特別会計	勘定	歳入			歳出			歳入超過額⑤ (①-③)又は (②-④)	歳入超過額割合 (⑤/①)又は (⑤/②)
		勘定別 ①	特別会計別 ②	特別会計割合	勘定別 ③	特別会計別 ④	特別会計割合		
自動車安全特別会計			516	0.1%		454	0.1%	61	11.8%
	自動車事故対策勘定	82			22				
	自動車検査登録勘定	44			43				
	空港整備勘定	388			388				
特許特別会計			262	0.1%		154	0.0%	108	41.2%
東日本大震災復興特別会計			646	0.1%		646	0.2%		
総計			434,373	100.0%		429,481	100.0%	4,892	1.1%

14特別会計のうち7特別会計で歳入予算額が歳出予算額を超過している。この点については、特別会計は一般会計から区分して経理するため、歳入歳出の範囲が限定され自収自弁が要請されており、歳入が歳出を上回る限り歳入歳出の各予算が均衡しなくとも法令上問題はない。なお、予算時点での歳入超過額は決算では剰余金となることが想定されるが、当該剰余金は、特会法第8条第1項による積立金等や翌年度への繰入れ、同第2項による一般会計への繰入れられることになる。

(2) 各特別会計の規模と2025年度予算歳入歳出の概要

ここでは、2025年度（令和7年度）特別会計予算から、各特別会計（勘定）別に規模及び会計（勘定）間の関係について確認する。なお（図表10）から（図表43）は、令和7年度特別会計予算（令和7年度特別会計予算参照書添付）をもとに、筆者が作成している。

① 交付税及び譲与税配付金特別会計

地方交付税及び地方譲与税の配付に関する経理を明確にすることを目的にする特別会計である。

（図表10）交付金及び譲与税配付特別会計2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入			歳 出	
他会計より受入		19,185	地方交付税交付金	18,343
一般会計より（地方交付税交付金等財源）	18,919		地方譲与税剰余金	2,966
財政投融资特別会計投資勘定より（地方交付税交付金財源）	200		地方特例交付金	193
東日本大震災復興特会より（地方交付税交付金財源）	65		国債整理基金特別会計へ	29,165
租税		5,140	予備費	2
地方法人税	2,177		その他	48
特別法人事業税	2,345			
自動車重量税	308			
地方揮発油税	211			
その他	97			
借入金		25,517		
その他		0		
前年度剰余金受入		1,787		
合計		51,631	合計	50,719

（予算における歳入超過額 912）

歳入のうち一般会計からの繰入れ約18兆9,190億円、財政投融资特別会計投資勘定からの繰入れ約2,000億円及び東日本大震災復興特別会計からの繰入れ約650億円は、いずれも特会法に基づく地方交付税交付金等の財源

である。また、国債整理基金特別会計に繰入れる借入金償還等財源の財源は借入金の借換によっている。

なお、2025年度予算では、歳出予算に対して歳入予算が約9,120億円超過している。

② 地震再保険特別会計

地震再保険事業に関する経理を明確にすることを目的とする特別会計である。

(図表11) 地震再保険特別会計2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
再保険料収入	83	再保険費	117
その他（預託金利子収入他）	33	予備費	0
		その他	0
合計	117	合計	117

(予算における歳入超過額 ー)

歳入の再保険料収入約830億円は地震保険契約の見込
件数等を基礎として算定された再保険料収入であり、預
託金利子収入は財政融資資金に係るものである。

歳出の再保険費約1,170億円は、地震保険に関する法
律に基づく再保険金である。

③ 国債整理基金特別会計

国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金が置かれ、その経理を明確にすることを目的とした特別会計である。

(図表12) 国債整理基金特別会計2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
他会計より受入	85,101	国債整理支出	218,164
一般会計より（公債等の償還及び利子の支払い財源）	28,217	復興債整理支出	3,192
交付税及び譲与税交付金特別会計より	29,165	脱炭素成長型経済構 造移行債整理支出	762
外国為替資金特別会計より	788		
財政投融资特別会計財政融資資金勘定より	11,189		
財政投融资特別会計投資勘定より	0		
エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定より	12,169		
エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定より	1,543		
年金特別会計健康勘定より	1,457		
子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定より	16		
食料安定供給特別会計食糧管理勘定より	153		
食料安定供給特別会計漁業共済保険勘定より	2		
食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定より	2		
国有林野事業債務管理特別会計より	334		
自動車安全特別会計空港整備勘定より	32		
東日本大震災復興特別会計より	26		
租税（たばこ特別税）	114		
公債金	136,223		
資産処分収入（東日本大震災復興株式売却収入）	102		
運用収入	226		
その他	349		
合計	222,118	合計	222,118

(予算における歳入超過額 ー)

歳入のうち他会計からの繰入れ約85兆1,010億円は
特会法に基づく国債や借入金等の償還及び利払い等の財
源であり、公債金約136兆2,230億円は特会法に基づき
発行する借換えのための公債及び同法に基づき前年度に
発行した本年度における国債の整理又は償還のための公
債に係る公債金収入である。

歳出のうち国債整理支出約218兆1,640億円は、公債

の償還（財政法第4条第1項ただし書の規定により発行
した公債のうち3兆7,750億円、各年度における「財政
運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例
に関する法律」に基づき発行した公債のうち約35兆
3,410億円、特会法に基づき発行した借換えのための公
債等のうち約1,100億円及び同法に基づき発行した財政
融資資金の運用の財源に充てるための公債等のうち約

10兆4,850億円の償還に充てられるもの等である。また、復興債の償還に充てられるもの等である。また、復興債の償還に充てられるもの等である。

④ 外国為替資金特別会計

政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金が置かれ、その運営に関する経理を明確にすることを目的とする特別会計である。

(図表13) 外国為替資金特別会計2025年度予算の概要

単位：十億円

歳入	歳出
外国為替等売買差益 159	諸支出金 454
運用収入 4,783	一般会計へ（事務取扱費） 0
その他 0	国債整理基金特別会計へ繰入 788
	予備費 300
	その他 3
合計 4,942	合計 1,545
	(予算における歳入超過額 3,397)

歳入のうち運用収入約4兆7,830億円は、外国為替資金の運用による利子収入等である。2025年度予算では、歳出予算に対して歳入予算が約3兆3,970億円超過している。

⑤ 財政投融资特別会計

財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資（出資及び貸付け）に関する経理を明確にすることを目的とする特別会計である。

i) 財政融資資金勘定

(図表14) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳入	歳出
資金運用 958	財政融資資金へ 10,000
公債金 10,000	国債整理基金特別会計へ 11,189
財政融資資金より 10,557	一般会計へ（事務取扱費） 0
積立金より 66	諸支出金 441
その他 55	その他 7
合計 21,638	合計 21,638
	(予算における歳入超過額 -)

歳入のうち、公債金収入10兆円は特会法に基づき発行する財政融資資金への繰入れ財源であり、財政融資資金からの約10兆5,570億円は特会法に基づく財政融資資金からの受入である。

ii) 投資勘定

(図表15) 財政投融资特別会計投資勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳入	歳出
運用収入 493	産業投資支出 479
前年度剰余金受入 358	一般会計へ（特会法第57条第5項） 28
その他 0	交付税及び譲与税配付特別会計へ（地方交付税納付金） 200
	エネルギー対策特別会計先端半導体・人工知能関連技術勘定へ（先端半導体・人工知能関連技術措置財源） 143
	国債整理基金特別会計へ 0
	予備費 0
	その他 0
合計 851	合計 851
	(予算における歳入超過額 -)

歳入の運用収入約4,930億円は（株）国際協力銀行からの納付金約220億円、地方公共団体金融機構からの納付金2,000億円、日本たばこ産業（株）及び（株）日本政策投資銀行等からの配当金収入約2,350億円等である。

歳出のうち産業投資支出約4,790億円は、（独）エネルギー・金属鉱物資源機構等が実施する産業開発及び貿易振興に要する資金に充てる投資である。

iii) 特定国有財産整備勘定

(図表16) 財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
国有財産処分収入	2	特定国有財産整備費	3
前年度剰余金受入	37	その他	0
その他	0		
合計	40	合計	4
		(予算における歳入超過額 36)	

歳入の国有財産処分収入約20億円は、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」に基づく特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の処分収入である。

を活用した「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」に基づく特定の国有財産の整備である。
なお、2025年度予算では、歳出予算に対して歳入予算が約36億円超過している。

歳出の特定国有財産整備費約30億円は、民間資金等

⑥ エネルギー対策特別会計

燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策の経理を明確にすることを目的とする特別会計である。

i) エネルギー需給勘定

(図表17) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
一般会計より（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策財源）	456	燃料安定供給対策費	277
公債金（脱炭素成長型経済構造移行公債金）	725	エネルギー需給構造高度化対策費	263
石油証券及借入金収入	1,570	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	304
備蓄石油売却代	29	独立行政法人運営費等	308
前年度剰余金受入	187	電源開発促進勘定へ（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策財源）	88
その他	15	先端半導体・人工知能関連技術勘定へ（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策財源等）	189
		一般会計へ（事務取扱費）	0
		国債整理基金特別会計へ	1,543
		予備費	2
		その他	6
合計	2,984	合計	2,984
		(予算における歳入超過額 -)	

歳入のうち、一般会計からの約4,560億円は、石油石炭税のうち燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策費用財源であり、公債金約7,250億円は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行推進費用財源、石油証券及び借入金約1兆5,700億円は国家備蓄石油の購入及び国家備蓄施設の設置に要する費用の財源である。

歳出のうち燃料安定供給対策費約2,770億円は、国家石油備蓄石油の取得や管理費用等、独立行政法人運営費等約3,080億円は、（独）エネルギー・金属鉱物資源機構等への運営費交付金、出資金である。その他、国債整理基金特別会計への繰入れ約1兆5,430億円がある。

ii) 電源開発促進勘定

(図表18) エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
一般会計より（電源利用対策財源等）	310	電源立地対策費	173
エネルギー需給勘定より（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策財源）	88	電源利用対策費	13
前年度剰余金受入	20	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	88
その他	1	原子力安全規制対策費	25
		独立行政法人運営費等	93
		事務取扱費	26
		予備費	0
		その他	0
合計	420	合計	420

(予算における歳入超過額 ー)

歳入のうち、一般会計からの約3,100億円は、電源開発促進税のうち電源立地対策費用財源である。

歳出のうち電源立地対策費約1,730億円は、原子力発

電施設等立地地域基盤整備支援事業等の民間団体等への委託・補助等、独立行政法人運営費等約930億円は（国研）日本原子力研究開発機構への運営費交付金である。

iii) 原子力損害賠償支援勘定

(図表19) エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
原子力損害賠償支援資金より	42	国債整理基金特別会計へ	12,169
原子力損害賠償支援証券及借入金収入	12,126	その他	0
前年度剰余金受入	0		
その他	0		
合計	12,169	合計	12,169

(予算における歳入超過額 ー)

歳入の原子力損害賠償支援証券及び借入金約12兆1,260億円は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法によ

り交付された国債の償還財源に充てるための民間からの借入金及び原子力損害賠償支援証券の収入である。

iv) 先端半導体・人工知能関連技術勘定

(図表20) エネルギー対策特別会計先端半導体・人工知能関連技術勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
財政投融资特別会計投資勘定より（先端半導体・人工知能関連技術措置財源）	143	先端半導体・人工知能関連技術対策費	11
エネルギー需給勘定より（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策財源等）	189	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	179
		独立行政法人運営費等	141
合計	332	合計	332

(予算における歳入超過額 ー)

歳入のうち、財政投融资特別会計投資勘定から約1,430億円は先端半導体・人工知能関連技術措置費用財源、エネルギー需給勘定からの約1,890億円は石油石炭税のうちエネルギー需給構造高度化対策費用財源である。

歳出のうち脱炭素成長型経済構造移行推進対策費約1,790億円は、（国研）新エネルギー・産業技術総合開

発機構及び（国研）科学技術振興機構の実施する脱炭素型経済構造への円滑な移行に資する事業への補助、独立行政法人運営費等約1,410億円は、（国研）産業技術総合研究所の実施する先端半導体・人工知能関連技術対策に係る業務財源としての運営費交付金の交付及び（独）情報処理推進機構の実施する次世代半導体量産等に向けた支援に充てるための出資等である。

⑦ 労働保険特別会計

労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険事業及び雇用保険法による雇用保険事業（育児休業等給付に係る事業を除く）に関する政府の経理を明確にすることを目的とした特別会計である。

i) 労災勘定

(図表21) 労働特別会計労災勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
保険収入	1,150	労働安全衛生対策費	24
一般会計より（労働者災害補償保険事業財源）	0	保険給付費	766
徴収勘定より（保険給付費等財源）	959	年金特別会計厚生年金勘定へ（職務上年金給付費）	5
支払備金受入	163	社会復帰促進等事業費	130
その他	27	独立行政法人運営費等	17
運用収入	90	業務取扱費	84
その他	19	徴収勘定へ（保険料等返還金等）	52
		予備費	2
		その他	23
合計	1,260	合計	1,106
		(予算における歳入超過額 153)	

歳入の保険収入のうち徴収勘定からの約9,590億円は、労働者災害補償保険法に基づく保険給付等の財源である。

歳出の保険給付費約7,660億円は労働者災害補償保険

法に基づく保険給付等である。

2025年度予算では、歳出予算に対して歳入予算が約1,530億円超過している。

ii) 雇用勘定

(図表22) 労働特別会計雇用勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
保険収入	2,355	男女均等雇用対策費	41
徴収勘定より（失業等給付費等財源）	2,327	独立行政法人運営費等	81
一般会計より（求職者給付及び介護休業給付金財源等）	27	職業紹介事業等実施費	86
運用収入	0	地域雇用機会創出等対策費	115
その他	39	高齢者等雇用安定・促進費	224
		失業等給付費	1,335
		就職支援法事業費	23
		職業能力開発強化費	65
		業務取扱費	127
		徴収勘定へ（保険料返還金等）	18
		予備費	48
		その他	23
合計	2,394	合計	2,191
		(予算における歳入超過額 203)	

歳入の保険収入のうち徴収勘定からの約2兆3,270億円は、雇用保険法に基づく失業等給付費等の財源である。

歳出の失業等給付費約1兆3,350億円は雇用保険法に基づく失業給付等であり、徴収勘定へ約180億円は労働

保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料返還金等財源として徴収勘定へ繰入れているものである。

2025年度予算では、歳出予算に対して歳入予算が約2,030億円超過している。

iii) 徴収勘定

(図表23) 労働特別会計徴収勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
保険収入	4,094	業務取扱費	44
他会計より	7	労災勘定へ（保険給付費等財源）	959
一般会計より（石綿健康被害に対する拠出金徴収費用財源）	0	雇用勘定へ（失業等給付費等財源）	2,327
子ども・子育て支援特別会計育児休業等勘定より（保険料返還金等）	7	子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定へ（育児休業給付費等）	876
労災勘定より（保険料返還金等）	52	予備費	0
雇用勘定より（保険料返還金等）	18	その他	49
前年度剰余金受入	79		
その他	5		
合計	4,257	合計	4,257

(予算における歳入超過額 ー)

歳入の保険収入約4兆940億円は、賃金等の見込みを基礎として算定されている。また、子ども・子育て支援特別会計、労災勘定及び雇用勘定からの繰入れは、いずれも「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づ

く保険料返還金等財源である。
歳出の子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定への繰入れ約8,760億円は、雇用保険法に基づく育児休業給付金支給財源である。

⑧ 年金特別会計

国民年金法による国民年金事業、厚生年金保険法による厚生年金保険事業並びに健康保険法による健康保険及び船員保険法による船員保険に関し政府が行う業務に関する政府の経理を明確にすることを目的とする特別会計である。

i) 基礎年金勘定

(図表24) 年金特別会計基礎年金勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
拠出金等収入	28,013	基礎年金給付費	28,374
国民年金勘定より（基礎年金給付費等）	3,982	基礎年金相当給付費及交付金	124
厚生年金勘定より（基礎年金給付費等）	21,490	国民年金勘定へ（基礎年金給付費等）	24
その他	2,541	厚生年金勘定へ（基礎年金給付費等）	64
積立金より	529	その他	36
その他	14	予備費	57
		その他	0
合計	28,557	合計	28,557

(予算における歳入超過額 ー)

歳入の拠出金等収入約28兆130億円は、国民年金法に基づく基礎年金の給付に要する費用財源として国民年金勘定から約3兆9,820億円、厚生年金勘定から21兆4,900億円、国家公務員共済組合連合会等から約2兆5,400億円等である。

歳出の基礎年金給付費約28兆3,740億円は国民年金

法に基づく被保険者等に対する基礎年金の給付であり、基礎年金相当給付費及び交付金約1,240億円は、国民年金法に基づく基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用財源としての国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入れ、国家公務員共済組合連合会等への交付である。

ii) 国民年金勘定

(図表25) 年金特別会計国民年金勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
保険収入	3,542	国民年金給付費	187
保険料収入	1,292	基礎年金勘定へ（基礎年金給付費等）	3,982
一般会計より（国民年金給付事業及び特別障害者給付金支給財源）	2,225	業務勘定へ（年金相談事業費等財源）	70
基礎年金勘定より（基礎年金給付費等）	24	諸支出金	69
その他	0	予備費	0
積立金より	383	その他	2
独立行政法人納付金	385		
前年度剰余金受入	0		
その他	0		
合計	4,312	合計	4,312

（予算における歳入超過額 ー）

歳入の保険収入約3兆5,420億円のうち保険料収入約1兆2,920億円は、被保険者数等の見込みを基礎として算定されている。また、一般会計からの2兆2,250億円は、国民年金法に基づく国民年金事業費用財源及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」

に基づく特別障害給付金支給財源である。

歳出のうち国民年金給付費約1,870億円は、国民年金法に基づく被保険者に対する付加年金等の給付であり、業務勘定への繰入れ約700億円は国民年金法に基づく年金相談事業等に要する費用の財源である。

iii) 厚生年金勘定

(図表26) 年金特別会計厚生年金勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
保険収入	52,195	保険給付費	25,657
保険料収入	36,602	実施機関保険給付費等交付金	4,936
一般会計より（基礎年金拠出金財源）	10,950	基礎年金勘定へ（基礎年金給付費等）	21,490
労働保険特別会計労災勘定より（職務上年金給付費）	5	業務勘定へ（年金相談事業費等）	276
基礎年金勘定より（基礎年金給付費等）	64	予備費	51
実施機関拠出金収入	4,522	その他	21
その他	50		
積立金より	133		
独立行政法人納付金	90		
その他	13		
合計	52,432	合計	52,432

（予算における歳入超過額 ー）

歳入の保険収入約52兆1,950億円のうち保険料収入約36兆6,020億円は、被保険者数等の見込みを基礎として算定されている。また、一般会計からの10兆9,500億円は、国民年金法に基づく基礎年金拠出金に要する費用の財源であり、実施機関拠出金収入約4兆5,220億円は厚生年金保険法に基づく保険給付費等に要する費用として国家公務員共済組合連合会等からの受入、独立行政法人納付金約900億円は年金積立金管理運用（独）及び

（独）福祉医療機構からの納付金である。

歳出のうち保険給付費約25兆6,570億円は国民年金法に基づく被保険者に対する付加年金等の給付であり、業務勘定への繰入れ約2,760億円は厚生年金保険法に基づく年金相談事業等に要する費用の財源である。また、実施機関保険給付費等交付金約4兆9,360億円は、厚生年金保険法に基づく国家公務員共済組合連合会等が行う保険給付費等に要する費用財源である。

iv) 健康勘定

(図表27) 年金特別会計健康勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
保険収入	11,853	保険料等交付金	12,259
保険料収入	11,830	業務勘定へ（業務取扱費等）	44
一般会計より	22	国債整理基金特別会計へ	1,457
その他	0	その他	6
業務勘定より（独立行政法人納付金）	0		
借入金	1,434		
前年度剰余金受入	479		
その他	0		
合計	13,768	合計	13,768

(予算における歳入超過額 ー)

歳入の保険収入約11兆8,530億円のうち保険料収入約11兆8,300億円は、被保険者数等の見込みを基礎として算定されている。また、一般会計からの約220億円は、特会法に基づく借入金諸費支払い財源である。

歳出のうち保険料等交付金約12兆2,590億円は健康

保険法及び船員保険法に基づく保険料等の全国健康保険協会への交付であり、業務勘定への繰入れ約440億円は健康保険法に基づく健康保険事業の事務執行に要する費用の財源である。

v) 業務勘定

(図表28) 年金特別会計業務勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
他会計より	112	業務取扱費	42
一般会計より	110	社会保険オンラインシステム費	113
子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定より	2	日本年金機構運営費	367
他勘定より	391	健康勘定へ（独立行政法人納付金財源）	0
国民年金勘定より（年金相談事業費等）	70	一般会計へ（特別保健福祉事業資金残額）	0
厚生年金勘定より（年金相談事業費等）	276	子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定へ（児童手当等）	722
健康勘定より（業務取扱費等）	44	予備費	0
拠出金収入	722	その他	0
独立行政法人納付金	0		
前年度剰余金受入	18		
その他	1		
合計	1,246	合計	1,246

(予算における歳入超過額 ー)

歳入の拠出金収入約7,220億円は、子ども・子育て支援法に基づく厚生年金保険の適用を受ける事業所の被用者数等の見込みを基礎として算定されている。また、一般会計からの約1,100億円は、厚生年金保険法に基づく厚生年金保険事業の事務に要する費用財源である。

歳出のうち子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定への繰入れ7,220億円は、児童手当法に基づく児童手当の支給財源約5,230億円及び子ども・子育て支援法に基づく仕事・子育て両立支援事業等に要する費用財源約1,980億円である。

⑨ 子ども・子育て支援特別会計

児童手当法による児童手当並びに子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業並びに雇用保険法による育児休業等給付に関する政府の経理を明確にすることを目的とした特別会計である。

i) 子ども・子育て支援勘定

(図表29) 子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入	歳 出
拠出金等収入 751 年金特別会計業務勘定より（児童手当等） 722 事業主拠出金収入 29 一般会計より（児童手当、教育・保育給付等） 2,609 積立金より 127 公債金 1,139 前年度剰余金受入 68 その他 13 合計 4,711	児童手当交付金 2,166 妊婦のための支援給付費 83 子ども・子育て支援推進費 1,893 地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費 461 育児休業等給付勘定へ（出生後休業支援等） 80 一般会計へ（事務取扱費） 0 国債整理基金特別会計へ 16 予備費 4 その他 4 合計 4,711

(予算における歳入超過額 -)

歳入のうち一般会計からの約2兆6,090億円は、児童手当法に基づく児童手当の支給に要する費用財源約1兆530億円、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付等に要する費用財源約1兆4,840億円等である。

歳出のうち児童手当交付金約2兆1,660億円は児童手

当法に基づく地方公共団体が支給する児童手当に要する費用の交付、子ども・子育て支援推進費約1兆8,930億円は子ども・子育て支援法に基づく地方公共団体が支給する子どものための教育・保育給付に要する費用の交付、育児休業等給付勘定への繰入れ約800億円は雇用保険法に基づく出生後休業支援等給付費等財源である。

ii) 育児休業等給付勘定

(図表30) 子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入	歳 出
保険収入 987 労働保険特別会計徴収勘定より 876 一般会計より（育児休業給付金） 110 子ども・子育て支援勘定より（出生後休業支援等） 80 その他 0 合計 1,068	育児休業給付費 885 出生後休業支援等給付費 79 育児休業給付資金へ 86 労働保険特別会計徴収勘定へ（保険料返還金等） 7 その他 10 合計 1,068

(予算における歳入超過額 -)

歳入の保険収入約9,870億円のうち一般会計からの約1,100億円は、雇用保険法に基づく育児休業給付金の支給に要する費用財源である。

歳出のうち育児休業給付費約8,850億円は雇用保険法

に基づく育児休業給付、出生後休業支援等給付費約790億円は雇用保険法に基づく出生後休業支援給付及び育児時短就業給付である。また、育児休業給付資金への繰入れ約860億円は特会法に基づくものである。

⑩ 食料安定供給特別会計

農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とした特別会計である。

i) 農業経営安定勘定

(図表31) 食料安定供給特別会計農業経営安定勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
食糧管理勘定より（交付金）	36	農業経営安定事業費	247
一般会計より（農業経営安定事業等）	153	業務勘定へ（事務取扱費）	0
独立行政法人納付金	12	予備費	0
前年度剰余金受入	45		
その他	0		
合計	247	合計	247
		（予算における歳入超過額 ー）	

歳入の一般会計からの約1,530億円及び食糧管理勘定からの約360億円は、特会法に基づく農業経営安定事業等に要する経費財源であり、独立行政法人納付金約120億円は（独）農畜産業振興機構からの納付金である。

歳出の農業経営安定事業費約2,470億円は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」に基づく対象農業者に対する農業経営の安定に要する費用のための交付金である。

ii) 食糧管理勘定

(図表32) 食料安定供給特別会計食糧管理勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
食糧売払代	569	食糧買入費	606
一般会計より（調整資金に充てるための経費）	84	食糧管理費	38
食糧証券収入	274	農業経営安定勘定へ（交付金）	36
その他	11	業務勘定へ（事務取扱費）	22
		国債整理基金特別会計へ	153
		予備費	82
		その他	0
合計	939	合計	939
		（予算における歳入超過額 ー）	

歳入の食糧売払代約5,690億円は、令和7年度需給計画に基づく米等の売却予定数量等（国内米208千トン、輸入米等775千トン）及び令和7年度需給計画に基づく輸入食糧麦等の売却予定数量等（小麦等4,556千トン、大麦等157千トン）並びに令和7年度需給計画に基づく輸入飼料の売却予定数量及び政府売渡予定価格（小麦200千トン、大麦50千トン）を基礎として算出されている。また、一般会計からの約840億円は特会法に基づ

く調整資金に充てるために要する経費の受入である。
歳出の食糧買入費約6,060億円は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく米等の買入れ（国内米208千トン、輸入米等775千トン）、輸入食糧麦等の買入れ（小麦等4,556千トン、大麦等157千トン）、飼料需給安定法に基づく輸入飼料の買入れ（小麦200千トン、大麦50千トン）である。

iii) 農業再保険勘定

(図表33) 食料安定供給特別会計農業再保険勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
農業再保険収入	61	農業再保険費及交付金	78
再保険料	0	業務勘定へ（事務取扱費）	0
一般会計より（共済掛金国庫負担金、保険料国庫負担金等）	54	予備費	17
前年度繰越資金受入	7		
積立金より	38		
その他	0		
合計	100	合計	96

（予算における歳入超過額 4）

歳入の農業再保険収入約610億円のうち一般会計からの繰入れ約540億円は、農業保険法に基づく共済掛金国庫負担金、保険料国庫負担金及び家畜共済損害防止事業交付金の財源である。

歳出の農業再保険費及び交付金約780億円は、農業保

険法に基づく共済掛金国庫負担金及び保険料国庫負担金の農業共済組合連合会等に対する交付金約520億円、農業保険法に基づく再保険金の支払等約250億円である。

2025年度予算では、歳出予算に対して歳入予算が約40億円超過している。

iv) 漁船再保険勘定

(図表34) 食料安定供給特別会計漁船再保険勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
漁船再保険収入	7	漁船再保険費及交付金	6
再保険料	0	業務勘定へ（事務取扱費）	0
一般会計より（保険料国庫負担金財源）	6	予備費	0
前年度繰越資金受入	1		
積立金より	0		
その他	0		
合計	7	合計	6

（予算における歳入超過額 1）

歳入の漁船再保険収入約70億円のうち一般会計からの繰入れ約60億円は、漁船損害等補償法に基づく保険料国庫負担金の財源である。

歳出の漁船再保険費及び交付金約60億円は漁船損害等補償法に基づく再保険金の支払等約20億円、保険料

国庫負担金の漁船保険組合に対する交付金約40億円である。

2025年度予算では、歳出予算に対して歳入予算が約10億円超過している。

v) 漁業共済保険勘定

(図表35) 食料安定供給特別会計漁業共済保険勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
漁業共済保険収入	27	漁業共済保険費及交付金	8
保険料収入	0	業務勘定へ（事務取扱費）	0
一般会計より（共済掛金国庫補助金財源）	11	国債整理基金特別会計へ	2
前年度繰越資金受入	15	予備費	0
その他	0		
合計	27	合計	11

（予算における歳入超過額 15）

歳入の漁業共済保険収入約270億円のうち一般会計からの繰入れ約110億円は、漁船損害等補償法に基づく共済掛金国庫補助金の財源である。

歳出の漁業共済保険費及び交付金約80億円は漁船損害等補償法に基づく保険金の支払等約40億円、共済掛

金国庫補助金の漁業共済組合連合会に対する交付金約40億円である。

2025年度予算では、歳出予算に対して歳入予算が約150億円超過している。

vi) 業務勘定

(図表36) 食料安定供給特別会計業務勘定2025年度予算の概要 単位：十億円

歳 入		歳 出	
他勘定より	24	業務取扱費	23
農業経営安定勘定より（事務取扱費）	0	予備費	0
農業再保険勘定より（事務取扱費）	0		
漁船再保険勘定より（事務取扱費）	0		
漁業共済保険勘定より（事務取扱費）	0		
食糧管理勘定より（事務取扱費）	22		
その他	0		
合計	24	合計	24
		(予算における歳入超過額)	
		－)	

歳入はほぼ全額が他勘定からの繰入れであり、そのほか出予算が組まれている。
ほぼ全額が事務取扱いに要する人件費、事務費等として歳

vii) 国営土地改良事業勘定

(図表37) 食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定2025年度予算の概要 単位：十億円

歳 入		歳 出	
一般会計より（土地改良事業費）	3	土地改良事業費	4
土地改良事業費負担金等収入	3	一般会計へ（東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入等）	0
借入金	0	東日本大震災復興特別会計へ（東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入）	0
前年度剰余金受入	0	国債整理基金特別会計へ	2
その他	0	予備費	0
		その他	0
合計	8	合計	8
		(予算における歳入超過額)	
		－)	

歳入の一般会計からの繰入れ約30億円は、特会法に基づく土地改良工事に要する費用財源である。歳出の土地改良事業費約40億円は、かんがい排水事業の施行に要する費用である。

⑪ 国有林野事業債務管理特別会計

旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理を明確にすることを目的とした特別会計である。

(図表38) 国有林野事業債務管理特別会計2025年度予算の概要 単位：十億円

歳 入		歳 出	
一般会計より（借入金の償還金及び一時借入金の利子の支払財源）	33	国債整理基金特別会計へ	334
借入金	301		
合計	334	合計	334
		(予算における歳入超過額)	
		－)	

歳入の一般会計からの繰入れ約330億円は、特会法に一時借入金の利子の支払財源である。
基づく国有林野事業収入相当額等の借入金の償還金及び

⑫ 特許特別会計

工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）に関する事務に係る政府の経理を明確にすることを目的とした特別会計である。

（図表39）特許特別会計2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
特許料等収入	160	独立行政法人運営費等	11
一般会計より（工業所有権に関する事務等経費）	0	事務取扱費	141
前年度剰余金受入	101	予備費	0
その他	0	その他	1
合計	262	合計	154
		（予算における歳入超過額	
		108）	

歳入の特許料等収入約1,600億円は、特許出願等の見込件数等を基礎として算出されている。また、一般会計からの繰入れは特会法に基づく工業所有権に関する事務及び登録免許税の納付の確認等の事務に要する経費財源である。

歳出の事務取扱費約1,410億円は、事務取扱いに要す

る人件費等約520億円、特許等工業所有権に関する審査審判等の処理約540億円、成果重視事業として行う特許事務システムの開発等約330億円である。

2025年度予算では、歳出予算に対して歳入予算が約1,080億円超過している。

⑬ 自動車安全特別会計

自動車安全特別会計は、自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に関する政府の経理を明確にすることを目的とした特別会計である。

i) 自動車事故対策勘定

（図表40）自動車安全特別会計自動車事故対策勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
自動車事故対策事業収入（賦課金収入）	10	被害者保護増進等事業費	10
積立金より受入	2	独立行政法人運営費等	9
一般会計より受入（国債整理基金に充てる資金）	6	自動車検査登録勘定へ（事務取扱費）	1
償還金収入	0	予備費	0
前年度剰余金受入	61	その他	1
その他	1		
合計	82	合計	22
		（予算における歳入超過額	
		59）	

歳入の自動車事故対策事業収入約100億円は、保険契約及び共済契約の見込件数等を基礎として算出されている。また、一般会計からの繰入れ約60億円は、「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」及び「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」に基づく受入である。

歳出の被害者保護増進事業費約100億円は、自動車損害賠償保障法に基づく（独）自動車事故対策機構等が行う被害者保護増進等事業に要する費用の補助等であり、独立行政法人運営費等約90億円は（独）自動車事故対策機構への運営費交付金等である。

2025年度予算では、歳出予算に対して歳入予算が約590億円超過している。

ii) 自動車検査登録勘定

(図表41) 自動車安全特別会計自動車検査登録勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
検査登録手数料収入	38	独立行政法人運営費等	3
一般会計より受入（自動車重量税の納付事務等経費）	0	業務取扱費	37
自動車事故対策勘定より（事務取扱費）	1	予備費	0
前年度剰余金受入	4	その他	2
その他	0		
合計	44	合計	43

(予算における歳入超過額 1)

歳入の検査登録手数料収入約380億円は、検査等の見込件数等を基礎として算出されている。また、一般会計からの繰入れは特会法に基づく自動車重量税の納付の確認等に要する経費財源である。

歳出の独立行政法人運営費等約30億円は（独）自動

車技術総合機構への運営費交付金等である。歳出予算規模は約430億円である。

2025年度予算では、歳出予算に対して歳入予算が約10億円超過している。

iii) 空港整備勘定

(図表42) 自動車安全特別会計空港整備勘定2025年度予算の概要

単位：十億円

歳 入		歳 出	
空港使用料収入	243	空港等維持運営費	158
一般会計より（航空機燃料税収入の空港整備事業財源）	38	空港整備事業費	130
地方公共団体工事費負担金収入	7	北海道空港整備事業費	9
借入金	11	離島空港整備事業費	3
償還金収入	9	沖縄空港整備事業費	11
前年度剰余金受入	22	航空路整備事業費	27
その他	56	成田国際空港等整備事業資金貸付金	10
		国債整理基金特別会計へ繰入	32
		予備費	0
		その他	4
合計	388	合計	388

(予算における歳入超過額 -)

歳入の空港使用料収入約2,430億円は、空港施設の使用見込件数等を基礎として算出した着陸料等収入約860億円及び航行援助施設の利用見込件数等を基礎として算出した航行援助施設利用料収入約1,570億円である。一般会計からの繰入れ約380億円は、特会法に基づく航空機燃料税収入の空港整備事業に要する費用財源である。また、その他約560億円の主なものは、土地及び水面貸付料約260億円、公共施設等運営権対価収入約210億円

である。

歳出の空港等維持運営費約1,580億円は国土交通省設置法に基づく航空交通管制部等所掌の一般事務処理、空港の滑走路等の維持運営、民間資金等を活用した官庁施設等の維持運営費用等である。また、空港整備事業費約1,300億円は空港整備事業の施行、地方公共団体等が施行する空港整備事業及び教育施設等騒音防止対策事業に要する事業費補助等である。

⑭ 東日本大震災復興特別会計

東日本大震災（平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害）からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とした特別会計である。

（図表43）東日本大震災復興特別会計2025年度予算の概要

単位：十億円

歳入	歳出
租税（復興特別所得税）476	復興庁486
一般会計より（復興費用及び復興債償還財源）0	原子力災害復興再生支援事業費71
食糧安全特別会計国営土地改良勘定より（東日本大震災復興土地改良事業費負担金等）0	農林水産業復興政策費26
復興公債金121	環境保全復興政策費136
事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入42	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費26
その他6	環境保全復興事業費110
	東日本大震災復興事業費57
	東日本大震災災害復旧等事業費7
	その他48
	総務省65
	交付税及び譲与税配付金特別会計へ（地方交付税交付金）65
	財務省93
	国債整理基金特別会計へ26
	復興加速化・福島再生予備費67
合計646	合計646

（予算における歳入超過額 ー）

歳入の租税（復興特別所得税）約4,760億円は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づく所得税の収入見込額である。また、一般会計からの繰入れは特会法に基づく復興費用及び復興債の償還費用の財源である。

歳出の復興庁約4,860億円のうち主な内容は次のとおりである。

項（金額）	主な内容
原子力災害復興再生支援事業費（約710億円）	原子力災害からの復興・再生を図るための福島生活環境整備・帰還再生加速事業の地方公共団体への委託等（約690億円）
環境保全復興政策費（約1,360億円）	原子力災害からの復興・再生を図るための「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の処理等及び「福島復興再生特別措置法」に基づく特定復興拠点及び特定帰還居住区域の整備に係る除染・解体事業等（約1,320億円）
環境保全復興事業費（約1,100億円）	上記2つの特別措置法に基づき施行する指定廃棄物の最終処分場の施設整備等（約1,100億円）
東日本大震災復興事業費（約570億円）	住まいとまちの復興を図るため地方公共団体が行う災害公営住宅家賃低廉化事業等（約230億円）及び社会資本総合整備事業に要する事業費（約250億円）

5. 終わりに

本稿では、予算（フロー情報）を用いて、2025年度（令和7年度）の一般会計との歳入歳出関係、特別会計（勘定）間の歳入歳出関係の可視化（マクロ的視点）、全特別会計（勘定）別の歳入歳出関係の可視化（ミクロ的視点）を試みた。精度は粗いが全体像としてフロー可視

化のベースにはなと思う。

特別会計は判りにくいという意見はよくある。国の予算のニュースでも特別会計に触れられることが少ないことや、各特別会計それぞれの解説は充実しているものの、会計間の相互関係や全体像の説明は少ない点からの意見でもあると思われる。

この点、財務省では「国の財務書類」ダッシュボー

ド」を作成公表し、国全体のストックの状況、フローの状況（財務状況）を決算面から判りやすく解説する取り組みをしている。これに一般会計、特別会計の視点や予算の視点を加え、さらに国の会計全体像とその状況や、研究に資する程度の深度で内容理解できる情報がバランスよく加わると、国の予算・決算情報と国民の持つ情報における非対称性解消にも大きく貢献していくことにな

るのではないだろうか。

筆者としても、マクロ・ミクロの視点を意識しつつ、どのような情報を、どのように見せていく（説明していく）ことが判りやすさやその先の評価を伴う対話に貢献するか、引き続き検討を繰り返していきたいと思う。

以 上

会計基準等開発動向

2025年7月8日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
バーチャルPPAに係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、バーチャルPPA（Power Purchase Agreement）に関して、現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられる取引を前提に、需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて、検討が行われていた。	2025年3月11日付で、実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」が公表され、2025年5月30日まで意見募集が行われていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」を統合した会計基準の開発に向けて、検討が行われていた。	2025年4月23日付で、企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等が公表され、2025年6月30日まで意見募集が行われていた。 今後、公開草案に寄せられたコメントを検討することが予定されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当て、後発事象に関する会計基準の開発が行われていた。	2025年7月8日付で、企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準（案）」等が公表され、2025年9月12日まで意見募集が行われている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）については、減損に関する公開草案の公表後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定とされている。	2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」のモデルを開発の基礎として検討が進められている。 現在、金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針の文案を検討しつつ、合わせて企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」及び移管指針第12号「金融商品会計に関するQ&A」等の改正案に関する検討が行われている。
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。 2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙（ https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf ）が公表された。

項目	内容	ステータス
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、検討する予定とされている。	今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討が行われている。	2025年5月より検討が開始されている。

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議（2022年7月20日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、強制力がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、産業別ガイダンスが強制力を持つことになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
会計制度委員会研究報告「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」	現時点において我が国に補助金等に関する会計基準が存在しておらず、補助金等に係る会計処理及び開示について、様々な実務が行われていることが想定されることを踏まえて、2022年10月に補助金等検討専門委員会を設置し、補助金等に関する会計処理及び開示について研究を重ね、現時点における考えを取りまとめたもの。	2025年6月26日付で、会計制度委員会研究報告第18号「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」が公表された。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)	ASBJにおいて、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の修正を公表したこと等を受け、財務諸表等規則等及び財務諸表等規則ガイドラインについて所要の改正を行うもの。	2025年6月6日付で左記改正案が公表され、2025年7月7日まで意見募集が行われていた。なお、改正後の規定は、公布の日から施行するとされている。

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)

デロイト トーマツ グループでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツテクニカルセンター（IFRS CoE）」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

●デロイト トーマツのIFRSサービス

デロイト トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針

●IFRSとは

IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/IFRSをめぐる日本の動向/IFRS関連略称

●解説記事

IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター

●セミナー

IFRSセミナー

●出版物

市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 トーマツテクニカルセンター（IFRS CoE）

Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatu.co.jp

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 US/米国会計基準
<http://www.deloitte.com/jp/us>

Heads Upニュースレター

デロイト米国事務所が最新の会計・開示情報や規制動向について解説するニュースレター（随時発行）

EITF Snapshotニュースレター

発生問題専門委員会（EITF）ミーティングについて解説したニュースレター。原則、EITF ミーティング（3ヵ月毎）開催後に発行

Accounting Roundupニュースレター

米国の会計基準の要約及び関連資料へのリンクを掲載するニュースレター（四半期、年次で発行。）

お問合せ先 審査（PCAOB・ISA） E-mail:jp_us_contact@tohatsu.co.jp

会計情報

発行日 令和7年7月20日(毎月20日発行)
第588 8月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数を指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001